

アメリカの臨床法学教育の一側面

～新人教員向けワークショップとジャスト・アドバイス・クリニック

—アメリカ・ロースクール協会臨床法学教育2016年度大会参加報告(2)—

平野哲郎（立命館大学大学院法務研究科教授）

1 はじめに

このたび、2016年4月30日から5月3日までアメリカ合衆国メリーランド州の州都であるボルチモアで開催された第39回アメリカ・ロースクール協会臨床法学大会に参加する機会を得た。500人以上が参加する大きな大会で、多くの会場で、多様なプログラムが同時並行的に開催されており、どれに参加するか選択すること自体が難しいほどであった。その中で私が興味を持ち、日本の臨床法学教育関係者にも参考になると思われる二つのプログラムについて報告したい。

2 臨床法学教員とは

まず、具体的なプログラムの紹介に入る前に、臨床法学教員（Clinical Teacher）がどのような人たちかイメージを持っていただくために、大会参加者を観察したり、ランチタイムやレセプションなどの雑談から得た情報をもとに大まかな印象をスケッチしておきたい¹。

臨床法学教員になるには、2年以上の実

務経験が必要とされているが、教員になってからは、実務には携わっていない人も多いようである。また、教員になる前に、実務と並行して研究をした経験があまりない人も少なからずいるようであった。例えば、研究論文の書き方を教えるセッションもあったが、具体的な実務での経験をヒントにしてスタートしよう、などかなり基本的な内容から始められていた。

また、大会参加者のほぼ8割が女性で、年代的には40代から60代がほとんどのように見受けられた²。

研究者教員と同様の待遇が保障される終身雇用制度（Unitary tenure track）にある者は約25%、臨床法学教員としての待遇が保証される終身雇用制度（Clinical tenure）にある者が約20%³、3～5年任期付き契約の者が約55%ということであり、待遇や身分保障の面ではばらつきがあるのが実情のようである。

授業のノルマとしては、1セメスターに2つのコースを持っていることが多く、1コースは標準的には50分間×3クラス×13週間ということである。すなわち、1

1 なお、私がこの大会で知り得た範囲の情報になるので、正確性に欠ける部分があるかもしれない点をご容赦いただきたい。

2 後で紹介するリーガル・クリニックのツアーの参加者7名も、私以外は全員がこのカテゴリーに属していた。

3 Unitary tenure trackとClinical tenureでは、サバティカルや研究費の有無などが異なるようであった。

週間に6クラス=300分間の授業を教えていることになる。ちなみに私のノルマは90分の授業を週に5コマなので、1週間の授業時間は450分間で、それを15週間であるから、アメリカの臨床法学教員の負担は私の3分の2である⁴。

先ほど述べたように中年以上の女性の臨床法学教員が多いことから実務の第一線からは退いたものの、それまでの知識・経験を生かしてそれほどハードワークではなく、それなりに良い給料が得られる第二のキャリアとして臨床法学教育に携わる者も一定の割合でいると推測できる。日本では実務家教員は退職した裁判官などを除くと、現役法曹が実務も相当程度こなしつつ教育に当たっており、教育を主たる職務とするアメリカの臨床法学教員とは仕事のバランスは異なるようである。

3 新人臨床法学教員向けワークショップ

(1) 概要

これは“Workshop for New Law School Clinical Teachers”というタイトルで、大会初日の開会直後から午前中一杯にかけて開催されたワークショップである。その名のとおり、新しくロー・スクールで臨床系の科目を担当することになった教員向けのセッションで、事前登録制になっている。内容は、①臨床法学教育（Clinical Legal Education：CLE）の歴史の概観、②CLEの教授法が必須であり、その後エクスターンシップ、研究助成の申請法（Scholarship）、学内行政（Faculty Governance）、ケース・

ラウンズ（Case Rounds）の4つのワークショップから1つを選択することになっている（私はケース・ラウンズを選択した）。

(2) 臨床法学教育の歴史

CLEは1893年にペンシルバニア大学に最初のクリニックが単位の無い科目として設置されたことに始まり、1968年にフォード財団が、CLEに対して多額の寄付をしたことで普及が進み、1997年には178のロー・スクールに147のクリニカル・コースが置かれるに至った。1992年のMacCrate ReportがCLEは、法律家に不可欠の技術と価値の習得、質の高いサービスの提供、法システムの改善にとって重要であることを強調し、2007年出版のStuckey著“Best Practices for Legal Education”では、ベスト・プラクティスとプロフェッショナル・バリュエーションはリーガル・クリニックでこそ教えられずとして、CLEの運営の仕方、ロードマップ、ヴィジョンが示された。

1996年にアメリカ法曹協会（American Bar Association）は、ロー・スクールにCLEの導入を求め、2015年には6単位のCLEの必修化を求めるとともに、エクスターンの間給料を支払うことを認めた。2016年現在、全米の207のロー・スクールのすべてがリーガル・クリニックかエクスターンの科目を置いている。

(3) CLE教授法

このセッションでは、CLEで学ぶことの例として、クライアントとの距離の取り方

4 給料は直接質問できなかったが、様々な職業の給与情報が公開されているsalary.comによればロー・スクール教授の給与の中間値は15万7000ドル程度であるから、Unitary tenure trackであれば日本よりはだいぶ高いと言える。

やクライアントと弁護士の間関係などが挙げられた。これを学ぶ方法として、ビジネスライク型と一体型の二つの異なるタイプのアプローチで依頼者と接する模擬法律相談のビデオを見てスモールグループで議論したり、ロールプレイをしたりする方法が例示されていた。

さらに学生がリーガル・クリニックで対応する相談の具体例の検討が行われた。例えば、相談者の友人を通訳として使うことの可否や、相談者が遅刻したためにインタビュー時間を短くすることの適否などが俎上に上がった。

(4) ケース・ラウンズ

ケース・ラウンズとは、具体的なケースに基づいた事後学習会を指す。その目的は、①具体的な事件から一般原則を引き出すことと、②他の学生の経験から学ぶことである。通常は以下の手順で、1時間半で1つのケースを検討する。

最初に事案の概要の把握を行う(Description)。まず担当した学生がメモを作り、他の学生が事実について質問をし、その結果分かったことを書き出す。注意点としては、最初に“why”以外の質問をして客観的な状況についての把握した後、“why”に関する問題についてあらゆる可能性を考えていくようにする。

次に、問題を指摘していく(Problem definition)。その際には、法律問題に限らず、相談者の経済状態、住居、人種など考えられる問題を自由に挙げる。

最後に、挙げた問題から3つくらいを検討対象として、対策を考える(Strategies)。その際には、従来の方法にとらわれることなく、自由な発想で解決策を考える

「ケース・ラウンズ」という呼び方は今回初めて知ったが、私たちが日本のリーガル・クリニックの後に行っている事後検討に近いもののである。

(5) まとめ

新人臨床法学教員向けワークショップの中では、Plan→Do→Reflexのサイクルが強調され、そのサイクルをうまく回す手段として相談後に報告書を出させることの重要性が繰り返し述べられた。また、学生は簡単に結論を出したが、それにすぐ答えてしまうのではなく、学生が答えを見つけたのを忍耐強く待つべきことがワークショップ全体のまとめとして指摘された。

4 ジャスト・アドバイス・クリニック

(1) 概要

大会3日目には、地域のプロジェクト視察プログラムの一つとして、メリーランド大学のロー・スクール(University of Maryland Carey School of Law)⁵が地元のボルチモア市裁判所(District Court of Baltimore City)⁶と提携して、裁判所内で提供しているクリニックの一つを見学した。もっとも、実際に学生がクリニックを行っている場面を見学できたわけではなく、クリニックに使われている部屋で、担当教員

5 全米で3番目に古いロー・スクール(1816年創立)であり、25種類という豊富なCLEが提供されているのが特徴の一つである。

6 メリーランド州の最下級の裁判所であり、ここで、メリーランド大学ロー・スクールのJust Advice Clinic, Mediation Clinic, Landlord-Tenant Clinicが提供されている

や協力している裁判官の話を聞いたにとどまる。

そのクリニックは「ジャスト・アドバイス・クリニック」(Just Advice Clinic)という名称で、相談者に無料で法律相談を提供することを内容とする。2009年の開始以来現在までに2600人以上にアドバイスを提供している。リーガル・エイドの要件は満たさないが、私的に弁護士に委任する余裕はない人々の司法アクセス向上を目的とし、取り扱い分野に制限はない。例えば、一般民事、家族法、住居問題、雇用、保険、高齢者問題、税関係、社会保障、刑事、前科抹消が主な取り扱い対象として挙げられている。

(2) クリニックの内容

クリニックは、毎週2回、1回3時間(14時から17時。ラスト・オーダーは16時30分)、裁判所の図書室を使って行われている。図書室は誰でも出入り自由だし、他の相談者もいるのでプライバシーはない。ここで、学生は一人の相談者ごとに上限30分の相談に応じることになっているが、実際には15分程度で終わることも多いという。引退したボランティアの弁護士3~5名が同じ部屋に待機していて必要に応じてアドバイスする。ボランティアの弁護士の中には税金問題の専門家等もいるため、幅広く相談に応じることができる。

相談に対するアドバイスだけで終わることがほとんどだが、時には弁護士を紹介することもある。このクリニックでも、終わってから相談を共有して、振り返る機会であ

るケース・ラウンズが行われる。

(3) 相談者

相談者として訪れるのは、やはり低所得者層が多く、精神状態に問題を抱える人もいる。また、遠方から2、3時間かけて来る人も多い⁷。クリニックのことはチラシを裁判所、公共機関、大学に置いたり、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどを使ったりして広報している。相談者の数は日によるが1日当たり10~15人で、クリニックに対する需要は多いといえる。裁判所からクリニックを紹介することもあるとのことである。相談に予約は不要である。

(4) 指導教員

このクリニックを指導している講師(女性)は、大学に勤めるまではニューヨーク市、民間法律事務所、州司法省の教育関係部門で働いた経験がある。なお、クリニック以外には、リーガル・リサーチ&ライティング、ネゴシエーション、模擬裁判、司法試験論文指導(Bar Exam Essay Writing)などを担当している。

(5) 学生

学生はこの科目に1 Semester(13週間)参加して2単位を修得できる。登録上限人数は6名である。評価は、グレードではなく合否のみである。かなり負担が重い割には人気がある。なお、賠償責任保険はかけられているとのことである。相談者は法律だけではなく、様々な問題を抱えてい

7 メリーランド州にはロー・スクールは、2つしかなくいずれもボルチモアにある。

るため、ロー・スクールの学生だけではなく、ソーシャル・ワークや医学、薬学の学生が来ることもあるという。

説明に同席してくれた学生は、この授業の感想として「多くの忍耐を要する (Require lots of patience)」と話しており、ちょうど新人向けワークショップで教員の学生に対する姿勢として求められたことと同じだったのがやや面白かった。教育も法律相談も忍耐が肝心なようである。学生は13週間の間に自分なりの相談スタイルを作りあげていくということである。

(6) 成果

クリニックの成果としては、①インタビューと問題点を絞るスキルを身につけられること、②経験のある弁護士から相談スキルや実体法・手続法について学べること、③相談者から感謝されることが挙げられているが、これこそCLEが重視される理由である。

(7) 調停クリニック

なお、同じメリーランド大学のロー・スクールが、同じボルチモア市裁判所で提供している調停クリニックについても、簡単

に紹介する。

調停クリニックでは、学生2人が調停者1人と一緒に調停に入る。学生は、実際に調停に入る前に8時間のトレーニングと見学をし、実際の調停も最低4件は体験する。こちらも週2回13時から16時までで、半年だけの受講もできるが、ほとんどの学生が1年間通して受講するという。学生定員は8～10人である。履修例としては、ロー・スクールの2年生で調停クリニックを1年間履修して、3年生でジャスト・アドバイス・クリニックを半年間履修するパターンがある。

5 さいごに

今回、アメリカの臨床法学教員がどのような方法で教育をしているのかを知識として知ることに加えて、彼らが大変熱心に教育方法について研究し、交流をしている姿に接することができ、大いに学ばされた。このような貴重な機会を与えてくださった宮川成雄教授、好奇心旺盛で良い刺激を与えてくれた同行者の松井さやか弁護士、福島健史弁護士に感謝して報告を終えることにしたい。